

車種:軽貨物車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規検査分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規検査分から適用

[重量税の特例措置の区分]

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置			取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	
N-VAN	18937	HBD-JJ1			0001	23.8	+25%	◎	免税	0	0	非課税
N-VAN	18937	HBD-JJ1			0003	23.8	+25%	◎	免税	0	0	非課税
N-VAN	18937	HBD-JJ1			0005	23.8	+25%	◎	免税	0	0	非課税
N-VAN	18937	HBD-JJ1			0006	23.6	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減
N-VAN	18937	HBD-JJ1			0008	23.8	+25%	◎	免税	0	0	非課税
N-VAN	18937	HBD-JJ1			0009	23.6	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減
N-VAN	18938	HBD-JJ2			0001	21.2	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減
N-VAN	18938	HBD-JJ2			0003	21.2	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減
N-VAN	18938	HBD-JJ2			0005	21.2	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減
N-VAN	18938	HBD-JJ2			0006	21.2	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減
N-VAN	18938	HBD-JJ2			0008	21.2	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減
N-VAN	18938	HBD-JJ2			0009	21.2	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減